

# 建築物等の解体等工事について

- 大気汚染防止法の改正に伴い、石綿含有建材の取扱いが変わります -

## 【主な変更点】

<p>◎令和3年4月1日から</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全ての石綿含有建材が<b>法律の規制対象</b>となります。</li><li>・ 元請業者は、<b>事前調査の記録の作成・保存が義務付け</b>られます。</li><li>・ 「<b>作業基準</b>」の<b>遵守義務</b>が元請業者及び下請負人にも課されます。</li><li>・ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等には、<b>元請業者と下請負人へ直接罰則</b>が適用されます。</li><li>・ <b>作業結果の発注者への報告が義務付け</b>られます【報告書は3年間保存】</li></ul>
<p>■令和4年4月1日から</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一定規模以上の工事（床面積 80㎡以上の解体、請負代金が 100万円以上の改修・補修）を対象に、石綿含有建材の有無にかかわらず、<b>事前調査の結果</b>は市への報告が義務付けられます。</li></ul>
<p>■令和5年10月1日から</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>事前調査</b>は、「建築物石綿含有建材調査者」等の<b>有資格者</b>が行わなくてはなりません。</li></ul>

## 石綿含有成形板等(レベル3)について

- ・ 従来どおり「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出は必要ありませんが、今回、新たに設けられた**作業基準等の規制の対象**となります。
- ・ これまで「吹付け工法で施工された**石綿含有仕上塗材**」は レベル1建材としていましたが、法の改正により、工法に関わらず **レベル3建材**として取り扱われますので、作業実施届出の対象外となります。ただし、石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト(ひる石)は、従来どおり **レベル1建材**の取扱いとなります。

## 【主な罰則】

- ・ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合／  
**3月以下の懲役又は30万円以下の罰金(法34条)**
- ・ 事前調査結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合／**30万円以下の罰金(法35条)**



(お問い合わせ先)

旭川市環境部環境指導課水・大気環境係

電話:0166-25-6369, Fax:0166-29-3977  
E-Mail:kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp

1	特定工事の元請業者又は自主施工者(以下「元請業者等」という。)は、特定粉じん排出等作業の開始前に <b>作業計画を作成し</b> 、それに基づき作業を行うこと。
2	元請業者等は、特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に、作業の実施期間、現場責任者の氏名等の事項を表示した <b>掲示板</b> (42.0cm×29.7cm以上の大きさ)を設けること。
3	元請業者等又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて <b>特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し</b> 、工事が終了するまでの間 <b>保存</b> すること。
4	特定工事の元請業者は、各下請負人が作成した記録により、特定粉じん排出等作業が1の計画に基づき <b>適切に行われていることを確認</b> すること。
5	元請業者等は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め(以下「除去等」という。)の完了後に(隔離したときは解く前に)、 <b>除去等が完了したことの確認</b> を適切に行うために <b>必要な知識を有する者</b> (調査者等又は当該特定工事に係る石綿作業主任者)に当該確認を目視により行わせること。
6	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)を <b>解体</b> する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業では、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隔離した作業場において特定建築材料の除去作業を初めて行った後速やかに、及び除去作業開始後に集じん・排気装置(以下「集じん機」という。)を使用する場所を変更した場合、集じん機のフィルタを交換した場合など随時、使用する集じん機の排気口において、粉じん計等で集じん機が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに作業を中止し、集じん機の補修その他の必要な措置を講ずること。</li> <li>・ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、<b>特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認</b>すること。</li> </ul>
<b>▶石綿含有仕上塗材を除去する作業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</li> <li>・ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を<b>事前に養生</b>すること。</li> <li>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</li> </ol> </li> <li>・ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、<b>作業場内の清掃</b>その他の特定粉じんの処理を行うこと。</li> </ul>	
<b>▶石綿含有成形板等を除去する作業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</li> <li>・ 建築物等からの取り外しが技術上著しく困難なとき又は建築物等の改造、補修作業のときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</li> <li>・ 石綿含有成形板等のうち、<b>石綿含有けい酸カルシウム板第1種</b>については、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるため、建築物等からの取り外しが技術上著しく困難なとき又は建築物等の改造、補修作業のときは、次に掲げる措置を講ずること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を<b>事前に養生</b>すること。</li> <li>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</li> </ol> </li> <li>・ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、<b>作業場内の清掃</b>その他の特定粉じんの処理を行うこと。</li> </ul>	